

電気規格調査会 標準化活動貢献賞規程細目

(総則)

第1条 本規程は、電気規格調査会 標準化活動貢献賞について定める。

(表彰の目的)

第2条 本表彰の目的は次のとおりとする。

- ・電気規格調査会 表彰規定の目的に則る

(表彰の内容)

第3条 本表彰は、電気規格調査会の標準化活動における規格制定改正に特に貢献した者を表彰する

- ・標準化活動における規格制定改正にあたり委員会委員への意見募集や集約など実務を担当し、委員会の円滑な運営に著しく貢献した者
- ・標準化活動における規格制定改正にあたり専門的な知識を有し、規格策定に主体的に参画し貢献した者

(表彰対象とその条件)

第4条 表彰対象は電気規格調査会活動に携わる部会、標準化委員会、標準特別委員会、JIS原案作成委員会、IEC TC/SC国内委員会の幹事、幹事補佐及び委員とし表彰対象の条件は次のとおりとする。

- (1) 部会、標準化委員会、標準特別委員会、JIS原案作成委員会、IEC TC/SC国内委員会の幹事、幹事補佐、委員であり、途中退任者を含む
- (2) 原則会員とするが、非会員であっても特に貢献がみとめられる者は対象とし、非会員の場合は入会をお願いする。
- (3) 年齢制限はなしとする
- (4) 過去の別の案件の受賞者も対象とする

(推薦募集)

第5条 電気規格調査会表彰委員会は毎年 12 月に、電気規格調査会会长名で、別途定める推薦書様式を添えて、部会・標準化委員会・標準特別委員会・JIS原案作成委員会・IEC TC/SC国内委員会に募集をする。

(推薦手続き)

第6条 電気規格調査会活動に携わる以下の者の推薦による。

- (1) 部会長
- (2) 標準化委員会委員長
- (3) 標準特別委員会委員長

(4) JIS原案作成委員会委員長

(5) IEC TC/SC国内委員長

2. 推薦者は、推薦書様式に所定の事項を記入し、電気規格調査会会长に提出する。

(受賞候補者の選定)

第7条 電気規格調査会表彰委員会は推薦書の記載内容を審議し、別途定める選定基準に従い、規定の受賞候補者を選定する。

2. 電気規格調査会表彰委員会は選定した受賞候補者を規格役員会に答申する。

(受賞者または受賞委員会の決定)

第8条 規格役員会は、電気規格調査会表彰委員会の受賞候補者選定結果に基づき、受賞者を承認する。

(表彰等)

第9条 (1) 電気規格調査会部会・標準化委員会・標準特別委員会・JIS原案作成委員会・IEC TC/SC国内委員会から賞状を授与する。

なお、電気学会ホームページ並びに学会誌において受賞内容につき掲載する。

(付則)

1. 本規程は令和7年11月28日、規格役員会において承認制定。